

副 本

平成16年(行ウ)第497号
公金支出差止(住民訴訟)請求事件
原告 深澤洋子外43名
被告 東京都知事外1名

答 弁 書

平成17年2月16日

東京地方裁判所民事第3部 御中

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都総務局法務部訟務室(送達場所)

電話 03-5388-2494

FAX 03-5388-1262

被告ら訴訟代理人 弁護士 橋 本 

被告ら指定代理人 中 村 次 

同 平 路 善 

同 石 澤 泰 

同 前 田 康 行 

(本件連絡担当)

被告東京都知事指定代理人 大 坪 安 利 

同	細 谷 嘉 幸	
同	井 上 学	
同	熊 本 敬 治	
同	佐 藤 方 美	
同	廣 木 良 司	
同	後 藤 謙	
同	風 間 麻 里	
同	谷 口 宗	
同	加賀屋 博 文	
被告東京都水道局長指定代理人	黒 沼	
同	奈 良 岡 裕 司	
同	藤 代 将 康	
同	佐々木 宏 章	

本案前の答弁

第1 答弁の趣旨

請求の趣旨第2項及び第3項に係る訴えをいずれも却下する
訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 却下を求める理由

1 請求の趣旨第2項に係る訴えについて

請求の趣旨第2項に係る訴え（以下「請求の趣旨第2項の訴え」という。）
は、住民訴訟の定型に合致しない訴えであるから、不適法である。

以下理由を述べる。

住民訴訟は、公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起する客觀訴訟であり、行政事件訴訟法5条にいう民衆訴訟にあたる。同法42条は、民衆訴訟を「法律に定める場合において、法律に定める者に限り」提起することができる旨規定する。したがって、住民訴訟を提起できる場合や、これを提起できる者の資格は、専ら法律の規定によって決定されることとなる。

住民訴訟は、その対象の側面から、①行為の關係で、ア「公金の支出」、イ「財産の取得・管理・処分」、ウ「契約の締結・履行」及びエ「債務その他の義務の負担」の4種類並びに②急る事実の關係でア「公金の賦課・徴収を怠る事実」及びイ「財産の管理を怠る事実」の2種類が、それぞれ設けられている。

さらに、住民訴訟は、その請求の内容の側面から、①当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求（地方自治法242条の2第1項1号の請求）、②行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求（同項2号の請求）、③当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実

の違法確認の請求（同項3号の請求）及び④当該職員又は当該行為若しくはある事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求（同項4号の請求）の4種類が設けられている。

住民訴訟は、前記のとおり、法の認めた長衆訴訟であるから、その対象及びその請求の内容が以上のいずれかの類型に当たらないものは、住民訴訟の定型に合致しない訴えとして不適法である。

これを、請求の趣旨第2項の訴えについてみると、同訴えは、その請求の内容では、地方自治法242条の2第1項3号の請求の類型をとっているものの、その請求の対象である「ハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実」は、上記の怠る事実の2種類の類型である「公金の賦課・徴収を怠る事実」又は「財産の管理を怠る事実」のいずれにも該当しない。

このことについて、原告らは、特定多目的ダム法20条の規定によりダム使用権が物権とみなされることをもって、「ハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利」が地方自治法237条の財産に該当する、と主張するものようである（訴状10頁）。しかし、「ダム使用権」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう（同法2条）のであり、その設定は、国土交通大臣が、多目的ダムの建設を完了したときに、①設定の目的、②ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量を明らかにして行うものである（同法17条、18条1項）。そして、ハッ場ダム（以下「本件ダム」という。乙第1号証）は未だ完成に至っていないダムであり、国土交通大臣は、本件ダムに係る「ダム使用権」の設定は行っていない。したがって、本件ダムに關し、物権たる権利は発生していない。また、債権とは「債権者が債務者に対して一定の行為を請求することを内容とする権利」をいうのであるから、「ハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利」は債権にも該当しない。

い。したがって、「八ヶ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利」が地方自治法237条の財産に該当する余地はない。

次に、原告らは、地方公営企業法9条7号の「資産」に該当するものは、地方自治法237条の財産に該当するとも主張しているので（訴状10頁10行目及び11行目）、念のため、両者の関係について述べる。

公営企業会計は、企業会計原則に基づいて経営するものであるから、公営企業会計においていう「資産」とは、企業会計原則にいう「資産」をいうものである。この「資産」には、流動資産としての現金は当然含まれ、また、地方自治法上の財務に関する規定にはなんらの規定のない資本的支出も含まれる。

一方、地方自治法237条1項は、「この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」と定めているのであり、上記の現金や資本的支出は含んでいない。つまり、企業会計原則により経営する公営企業会計についての規定である地方公営企業法9条7号の「資産」と、地方自治法上の財産とは一致しないのである。したがって、本件において、ダム使用権の設定予定者である地位が、地方公営企業法9条7号の「資産」に該当するかどうかは、論ずる必要性がまったくない。

以上によれば、請求の趣旨第2項の訴えは、地方自治法242条の2第1項が定めた住民訴訟の定型に合致しない訴えであるといわざるをえず、不適法な訴えである。

2 請求の趣旨第3項に係る訴えについて

被告東京都知事（以下「被告知事という。」）に対する請求の趣旨第3項に係る訴え（以下「請求の趣旨第3項の訴え」という。）は、被告を誤り不適法である。

以下理由を述べる。

地方自治法242条の2第1項1号に規定する差止請求訴訟の被告となるべき者は、差止めの対象たる行為をするべき権限を現実に有する当該地方

公共団体の執行機関又は職員である。

ところで、地方公共団体の公金の支出は、支出負担行為、支出命令及び支出の各財務会計行為により構成されるところ(地方自治法232条の3、232条の4)、支出負担行為及び支出命令に関する権限は地方公共団体の長又はその委任を受けた職員が有し(同法149条2号、153条1項)、また、支出に関する権限は、都道府県の場合、会計事務をつかさどる出納長が有している(同法170条1項、同条2項1号)。

これを本件についてみると、請求の趣旨第3項(1)ないし(4)の各経費を支出する権限は出納長にあり、被告知事にはないから、請求の趣旨第3項の訴えは、いずれも被告知事の権限に属しない行為の差止めを求めるものであって、被告を誤り不道法である。

本案の答弁

第1 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する
訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

1. 請求の原因1について

- (1) 同1(1)は不知。
- (2) 同1(2)は認める。

ただし、東京都(以下「都」という。)が行う水道事業及び工業用水道事業を所管する局である水道局に置く管理者の職名は「水道局長」である(東京都公営企業組織条例(昭和27年東京都条例第81号)1条

及び2条)。「水道事業管理者」は、地方公営企業の一つである水道事業の管理者をいう用語であるが、都の水道事業の管理者の職名ではない。

(3) 同1(3)は認める。

2 同2について

(1) 同2(1)のうち、「これがハッ場ダム問題の発端であった。」は不知。

その余は、「利根川改修設計計画」とあるのを「利根川改修改訂計画」に訂正の上、認める。

(2) 同2(2)は、「計画は一時中断した」とあるのを「調査は一時中断した」に、「工場が建設され、これが64年稼働するに至って」とあるのを「工場及び中和生成物の沈殿を目的とする品木ダムが建設され、工場が64年から本格稼働し、品木ダムが65年完成するに至って」に訂正の上、認める。

(3) 同2(3)は、「65年12月」とあるのを「65年11月」に訂正の上、認める。

(4) 同2(4)は認める。

(5) 同2(5)について

ア 第1段落のうち、昭和61(1986)年に告示された「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」(昭和61年建設省告示第1284号。以下「基本計画」といい、その後基本計画の変更がなされる前の当初の計画であることを示す場合は「当初計画」という。乙第2号証)において事業費総額が約2,110億円、完成予定時期が昭和75(2000)年度とされていたこと及びその後、事業費総額が約4,600億円、完成予定時期が平成22(2010)年度に変更されたことは認める。

その余は否認する。

当初計画の完成予定時期が変更されたのは、平成15(2003)年11月に発表された計画変更案ではなく、平成13(2001)年9月27日に告示された第1回計画変更(平成13年国土交通省告示

第1475号。以下「第1回計画変更」という。乙第3号証)においてである。完成予定期は、第1回計画変更において平成22(2010)年度に変更されたものである。

イ 第2段落及び第3段落は否認する。

平成16年9月28日に告示された第2回計画変更(平成16年国土交通省告示第1164号。以下「第2回計画変更」という。乙第4号証)においては、都については、負担割合が変更されていないため、負担額は事業費に比例して増額されることとなるが、他県については、負担割合が変更されたため、負担額は事業費に比例して増額されることにはならない。

また、第2回計画変更に当たって、特定多目的ダム法4条4項の規定に基づき、国土交通大臣から意見を求められた被告知事は、計画変更の必要性やその内容の妥当性について十分検討した結果、異議ないと判断し、東京都議会(以下「都議会」という。)に対し、同大臣に対して八ヶ場ダムの建設に関する基本計画の変更について異議はない旨の意見を述べる趣旨の議案を提出した。都議会は同議案を審議の上、原案を可決した。

都議会が漫然と計画変更に同意を与えたという原告の主張は、都民の代表から構成された都議会の審議経過を否定するものであり、地方公共団体の議会が民主主義に基づいて運営されていることへの理解が欠落している。

3 同3について

(1) 同3(1)について

ア 同3(1)アは、「総貯水容量」とあるのを「総貯留量」に、「有効貯水容量」とあるのを「有効貯留量」に、「集水面積」とあるのを「流域面積」に訂正の上、認める。

イ 同3(1)イについて

(7) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落は否認する。

利根川・荒川水源地域対策基金（以下「本件基金」という。）の事業については、現在のところ、総事業費は確定しておらず、このため、本件ダム建設に関連する事業費の合計額も、各地方公共団体が負担することとなる額も確定していない。

ウ 同3(1)ウは、「22,200m³」とあるのを「22,209m³」に訂正の上、認める。

エ 同3(1)エは、「洪水調節量」とあるのを「洪水調節容量」に、「総貯水量」とあるのを「総貯留量」に、「有効貯水量」とあるのを「有効貯留量」に、「洪水期（6月～9月）」とあるのを「洪水期（7月1日から10月6日）」に、「水道用水等貯留量」とあるのを「洪水期利水容量」に訂正の上、認める。

オ 同3(1)オは、「基本高水流量」とあるのを「基本高水のピーク流量」に、「ダム」とあるのを「上流のダム群」に訂正の上、認める。

カ 同3(1)カは認める。

(2) 同3(2)について

ア 同3(2)アは法律の規定についての主張であるので、認否の限りでない。

イ 同3(2)イは否認する。

第2回計画変更においては、事業費総額4,600億円のうち、ダム使用権の設定予定者としての都の負担が予定されている額は、約473億円である。そのうち、既支出分は192億2,143万8,623円であり、平成16年9月10日ないし平成16年9月9日の1年間に、被告水道局長が支出した額は、29億4,588万8,000円である。なお、同金額のうち、一般会計から水道事業会計に繰り入れられた出資金は9億8,192万8,117円である。ただし、都に

対しては、国庫補助金が9億6,146万253円交付される予定である。

ウ 同3(2)ウは法律の規定についての主張であるので、認否の限りでない。

ただし、特定多目的ダム法38条に基づく同法施行令14条の2の規定によれば、ダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により、事業が縮小され、又は基本計画が廃止された場合には、納付済みの負担金が還付されないことがあることを付言する。

(3) 同3(3)について

ア 同3(3)アは法律の規定についての主張であるので、認否の限りでない。

イ 同3(3)イのうち、都が河川法63条に基づき約161億円の治水負担金を負担していること及び平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間における支出分が7億3,000万円であることは否認し、その余は認める。

都の治水負担金は確定していないものの、平成15年度までに都が支出した額と平成16年度以降の残事業分として見込まれる支出予定期とを合計した額は約16.3億円である。

また、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に、都が治水事業に対して支出した額は6億9,045万5,234円である。

(4) 同3(4)について

ア 同3(4)アは法律の規定についての主張であるので、認否の限りでない。

イ 同3(4)イは、「対象ダム」とあるのを「指定ダム」に訂正の上、認める。

水源地域対策特別措置法で定義する用語は「指定ダム」である（同

法2条参照)。

ウ 同3(4)ウについて

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落は否認する。

平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に、都が水源地域整備事業に対して支出した額は3億4,333万2,000円(うち、利水分1億9,466万9,244円、治水分1億4,866万2,756円)である。

(5) 同3(5)について

ア 同3(5)アは、「10億円」とあるのを「10億6万4,000円」に、「1都5県」とあるのを「1都5県及び国」に訂正の上、認める。

イ 同3(5)イは認める。

ウ 同3(5)ウは否認する。

本件基金の事業については、総事業費が確定していないことから、都の負担総額も確定していない。

また、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に、都が本件基金に対して支出した額は7,651万2,198円(うち、利水分4,338万1,936円、治水分3,313万262円)である。

4 同4及び5について

争う。

5 同6について

原告らが東京都監査委員に対し、平成16年9月10日付で本件各被告を名宛人とする、勧告を発することを求めて住民監査請求を行ったこと及び同監査委員が原告らに対し、同年10月25日付で本件監査結果を通知したことは認める。

原告らが、本件請求と同一内容の勧告を発することを求めて住民監査請

求を行ったこと及び東京都監査委員が原告らの請求を棄却する旨の監査結果を通知したことは否認する。

原告らの本件住民監査請求について、東京都監査委員は、法242条に定める監査要件を欠く不適法な請求として却下している（甲第1号証）。

7 同7について

争う。

第3 被告の主張

追って、準備書面を提出する。

証拠方法

乙第1号証	パンフレット「八ヶ場ダム」
乙第2号証	官報（昭和61年7月10日付）（抜粋）（八ヶ場ダムの建設に関する基本計画）
乙第3号証	官報（平成13年9月27日付）（抜粋）（八ヶ場ダムの建設に関する基本計画第1回計画変更）
乙第4号証	官報（平成16年9月28日付）（抜粋）（八ヶ場ダムの建設に関する基本計画第2回計画変更）

付属資料

- 1 訴訟委任状（被告東京都知事） 1通
- 2 同 （被告東京都水道局長） 1通
- 3 代理人指定書（被告東京都知事） 2通
- 4 同 （被告東京都水道局長） 2通

5	乙号証	各1通
6	証拠説明書	各1通

副 本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原 告 深澤洋子外43名

被 告 東京都知事外1名

証拠説明書

平成17年2月16日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋 本



被告ら指定代理人

中 村 次



同

平 野 善



同

石 澤 泰



同

前 田 康



被告東京都知事指定代理人

大 坪 安



同

細 谷 昌



同

井 上 学



同

熊 本 敏 治



同

佐 藤 方 美



同	廣木 良	
同	後藤 謙	
同	風間 麻里	
同	谷 口	
同	加賀屋 博	
被告東京都水道局長指定代理人	黒沼	
同	奈良岡 裕司	
同	藤代 将彦	
同	佐々木 宏	

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙1	パンフレット 「八ヶ場ダム」	原本	H4. 11	国土交通省関 東地方整備局 八ヶ場ダム工 事事務所	八ヶ場ダムの概要
乙2	官報（昭和6 1年7月10 日付）（抜粋） (八ヶ場ダム の建設に關す る基本計画)	写し	561. 7. 10	大蔵省印刷局	八ヶ場ダムの建設に關する基本 計画（昭和61年建設省告示第 1284号）
乙3	官報（平成1 3年9月27 日付）（抜粋） (八ヶ場ダム の建設に關す る基本計画第 1回計画変 更）	写し	H13. 9. 27	財務省印刷局	当初計画（乙2）の完成予定期 期が変更されたのは、平成15 (2003)年11月ではなく、平成13(2001)年9 月27日付け平成13年国土 交通省告示第1475号(第1 回計画変更)においてであるこ と。 第1回計画変更において完成 予定期期が平成22(201 0)年度に変更されたものであ ること。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙4	官報（平成16年9月28日付）（抜粋） (八ヶ岳ダムの建設に関する基本計画第2回計画変更)	享し	H16. 9. 28	独立行政法人 国立印刷局	平成16年9月28日付平成16年国土交通省告示第1164号（第2回計画変更）において、都については、負担割合が変更されていないこと及び他県については、負担割合が変更されたこと。